2　認可特定保険業者は、改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十一第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

3　第一項第九号に該当するときの届出は、貸借対照表及び損益計算書の作成後、速やかに、当該書類を添付して行うものとする。

4　第一項第十一号に規定する「不祥事件」とは、認可特定保険業者等、認可特定保険業者等の役員若しくは使用人又は認可特定保険業者等のために保険募集を行う者若しくはその役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一　認可特定保険業者の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）に違反する行為

三　改正法附則第四条の二において読み替えて準用する法第三百条第一項の規定に違反する行為

四　現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たり百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）

五　その他認可特定保険業者の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって前各号に掲げる行為に準ずるもの

5　第一項第十一号に該当するときの届出は、前項に規定する不祥事件の発生を認可特定保険業者が知った日から三十日以内に行わなければならない。

（認可特定保険業者がその経営を支配している法人）

**第六十五条**　改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十二第二項に規定する主務省令で定めるものは、当該認可特定保険業者の子法人等のうち子会社以外のものとする。

（認可特定保険業者が子会社を保有することについての承認の申請）

**第六十六条**　認可特定保険業者は、改正法附則第四条第四項ただし書の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該認可特定保険業者に関する次に掲げる書類

イ　最終の貸借対照表（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十三条第二項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表及び別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表をいう。第七十五条第四号並びに第七十九条第一号ハ及び第二号ハにおいて同じ。）、損益計算書（同法第百二十三条第二項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成した損益計算書及び別紙様式第一号第四により作成した損益計算書をいう。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を記載した書類

ロ　当該承認後における収支の見込みを記載した書類

三　当該承認に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ　商号及び本店の所在地を記載した書類

ロ　業務の内容を記載した書類

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ　取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）及び監査役の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

四　その他参考となるべき事項を記載した書類

（特定保険業に係る会計から他の会計への資金運用等に係る承認の申請等）

**第六十七条**　認可特定保険業者は、改正法附則第四条第七項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

2　行政庁は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該承認の申請をした認可特定保険業者の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

（定款の変更に係る認可の申請）

**第六十八条**　認可特定保険業者は、改正法附則第四条第八項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　理由書

二　社員総会又は評議員会の議事録その他必要な手続があったことを証する書類

三　その他参考となるべき事項を記載した書類

## 第五章　保険契約の包括移転、事業の譲渡又は譲受け並びに業務及び財産の管理の委託

### 第一節　保険契約の包括移転

（保険契約の移転に係る備置書類）

**第六十九条**　改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十六条の二第一項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十五条第一項の契約に係る契約書（第七十二条第二項第二号において「移転契約書」という。）

二　改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十五条第三項に規定する移転業者（第七十二条及び第七十四条において単に「移転業者」という。）及び改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十五条第一項に規定する移転先会社（以下この節において単に「移転先会社」という。）の貸借対照表（認可特定保険業者にあっては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十三条第二項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表及び別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表、外国保険会社等にあっては日本における保険業の貸借対照表。第七十二条第二項第四号、第七十七条第二項第四号及び第七十八条第二項第四号において同じ。）

（保険契約の移転に係る公告事項）

**第七十条**　改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項に規定する主務省令で定める事項は、移転先会社の商号、名称又は氏名及び本店、主たる事務所又は日本における主たる店舗の所在地とする。

（保険契約に係る債権の額）

**第七十一条**　改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第四項に規定する主務省令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一　改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項の公告又は通知（次号において「公告等」という。）の時において被保険者のために積み立てるべき金額

二　未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告等の時において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

（保険契約の移転の認可の申請）

**第七十二条**　改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十九条第一項の規定による認可の申請は、改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第二項の期間経過後一月以内に、認可申請書を移転業者の行政庁に提出して行わなければならない。

2　前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　移転契約書

三　移転業者及び移転先会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等（改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十六条第一項に規定する株主総会等をいう。）の議事録

四　移転業者及び移転先会社の貸借対照表

五　移転業者の財産目録